

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚ずつ配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 120 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

民 法

〔設例〕の事案につき、改正民法に基づいて、〔設問〕に答えよ。なお、現行民法に基づく解答も、その旨を冒頭に明らかにすれば許容されるものとする。

〔設例〕

甲土地の上に乙建物が存在しているところ、甲土地を買い受けてその所有権を取得し所有権移転登記も備えるに至った A が、乙建物の所有者 B に対し、甲土地の所有権に基づいて乙建物の収去と甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

〔設問〕

A において甲土地を買い受けたのが甲土地所有者との契約によるのか甲土地上の抵当権の実行によるのかを区別したうえで、A より前のどの時点で誰が甲土地の所有者であったか(Bであったかもしれないし、設例に記載のないCであったかもしれない。)にも留意し、場合を分けて、設例に記載された事実以外にどのような事実の存在が認定されればBが請求棄却判決を取得することができるかを、明らかにせよ。

商 法

〔問題〕

A 会社は、発行可能株式総数 2000 万株、発行済株式総数 1000 万株の上場会社であり、種類株式発行会社ではない。A 会社は、経営不振により 2 年前から赤字決算が続き、株価は 100 円前後に低迷していた。A 会社の経営陣は、経営立て直しのため、B 会社との間で極秘裏に業務提携の交渉を進めた結果、10 月末に、B 会社が、A 会社株式を一株 100 円で 500 万株を引き受けて資本参加し、業務提携を進めることが合意された。

A 会社は、11 月 18 日に取締役会を開催し、B 会社に対し、普通株式 500 万株を一株の払込金額 100 円で発行をする旨の決議（以下、「本件新株発行決議」という。）を行った。他方、A 会社の株価は、B 会社との業務提携の噂が流れた 11 月初め頃から急騰し、本件新株発行決議の前日である 11 月 17 日には 300 円まで上昇した。

本件新株発行決議に不満を持つ A 会社の株主 X は、会社法上、どのような救済を求めることができるか。新株発行の効力が生じる前と、それが生じた後に分けて説明しなさい。